

4 略装規程

本校生徒の略装を次のように定める。

第1節 略装

【ワイシャツ・ブラウス】

第1条 生徒のワイシャツ・ブラウスは、以下の2つから選択できるように定める。

- ・角襟シャツ（オフホワイト）とする。
- ・丸襟シャツ（オフホワイト）とする。

【セーター】

第2条 セーター・ニットベストは、学校指定のものに限り着用してもよい。

【ネクタイ・リボン】

第3条 ネクタイ・リボンは学校指定のものとし、着用を義務づけない。

【タイツ・ストッキング】

第4条 スカートを選擇した生徒については、防寒のためのタイツ・ストッキングは黒、もしくはベージュのストッキングとして、華美にならないものとする。

【夏季略装】

第5条 夏季略装については次の通りとする。

- (1) 学校指定のポロシャツと第1条との自由選擇とする。
- (2) ブレザーの着用は義務づけない。
- (3) ワイシャツ、ブラウスはズボン、スカートの中にする。
- (4) ポロシャツを選擇した場合、ネクタイ、リボン・ニットベストは着用しないこと。
- (5) 以下の場合、基本的に夏季略装期間であっても正装とする。
 - ①校外活動に参加する場合
 - ②外部講師による講演等
 - ③その他、担当からの申し出により必要な場合については、その都度審議を行う。

【附則】

第6条 その他の点については、正装と同様とする。

第7条 夏季とは、おおむね6月から9月までの間とする。

第8条 この規程は、平成16年4月1日、一部改正

第9条 この規程は、平成17年5月23日、一部改正

第10条 この規程は、平成30年4月1日、一部改正

第11条 この規程は、令和3年4月1日、一部改正

第12条 この規程は、令和4年4月1日、一部改正

第13条 この規程は、令和7年4月1日、一部改正